

一、本会議の審議概要

○平成四年十月三十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前十時五分

再開 午後三時一分

日程第二 二 会期の件

右の件は、五十日間とすることに決した。

備考

考

○・三〇 衆議院会期議決
(四十日間)

※ 衆議院の議決と参議院の議決が異なったため、国会法第十三条により、衆議院の議決によることとなつた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に疋田周朗君、中央労働委員会委員に川口實君、神代和俊君、鈴木重信君、福田平君、舟橋尚道君、山口俊夫君を任命したことを全会一致をもって承認することに決し、公安審査委員会委員長に堀田勝一君、同委員に末松謙一君、中谷瑾子君、柳瀬隆次君、山崎敏夫君、中央労働委員会委員に青木勇之助君、北川俊夫君、高梨昌君、萩澤清彦君、花見忠君、細野正君、山口浩一郎君を任命したことを承認することに決し、公害健康被害補償不服審査会委員に伊藤卓雄君、玉木武君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、運輸審議会委員に植木光教君、吉武秀夫君を任命することに同意することに決した。

日程第三 国務大臣の演説に関する件

宮澤内閣総理大臣は所信に関し、羽田大蔵大臣は財政に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後三時四十三分

○平成四年十一月五日 木曜日

開会 午前十時三十一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第一回）
久保亘君は、質疑をした。

一〇・三〇 開会式

(衆議院)

一〇・三〇 国務大臣の演説
一一・四、五 演説に対する質疑

休憩 午前十一時五十三分

再開 午後一時一分

休憩前に引き続き、下条進一郎君は、質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後二時十三分

○平成四年十一月六日 金曜日

開会 午前十時四分

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第三回）

鶴岡洋君、猪木寛至君、市川正一君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十四分

再開 午後一時一分

休憩前に引き続き、笹野貞子君、及川一夫君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があった。

散会 午後二時三十三分

○平成四年十二月十日 木曜日

開会 午後十時四十七分

元議員剣木亨弘君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

元議員成瀬幡治君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に山口開生君、公害健康被害補償不服審査会委員に中門弘君、電波監理審議会委員に生田正輝君、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君を任命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に宮本美沙子君、日本放送協会経営委員会委員に緒方裕君、枡田三郎君、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

平成四年度一般会計補正予算（第1号）

平成四年度特別会計補正予算（特第1号）

平成四年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件（第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回

平成四年度一般会計補正予算（第1号）

平成四年度特別会計補正予算（特第1号）

平成四年度政府関係機関補正予算（機第1号）

〔衆議院予算委員会〕

一一・二六 証人喚問・証言聴取（委員派遣）

一一・二七 証言聴取（委員派遣）

一一・三〇 集中審議

一二・一 可決

会期終了後

一二・一一 証人喚問

〔衆議院本会議〕

一二・一 可決

〔参議院予算委員会〕

一二・七 証人喚問

一二・八 証言聴取（委員派遣）

一二・九 集中審議

一二・一〇 可決

〔参議院本会議〕

一二・一〇 可決

国会衆議院送付)

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付）

日程第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四は可決された。

日程第五 大阪湾臨海地域開発整備法案（衆議院提出）

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案（第二の議案は日程に追加）は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第五は可決、日程追加の第二の議案は全会一致をもつて可決された。

日程第六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付）

（衆議院議決）

一二・一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 国会等の移転に関する法律案（衆議院提出）
右の議案は、国会等の移転に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第八 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第七号）

日程第九 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第一〇 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第四号）

右の三案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開等に関する法律案（衆議院提出）
国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一の議案は全会一致をもって可決、第二及び第三の議案は可決された。

行為規範の一部を改正する規則案（井上孝君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、井上孝君から趣旨説明があつた後、可決された。

日程第一一乃至第二二の請願

北方四島の即時返還に関する請願外百五十六件の請願

右の請願は、文教委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、議院運営委員会の参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（規程

第一号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案（参第一号）

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案（参第一号）

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

労働委員会

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年

度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書

一、平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（参第三号）

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（参第四号）

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、暫時休憩する旨を宣告した。

休憩 午後十一時四十五分
再開するに至らなかつた。

一一、議案の審議経過

議案件數表

2 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号。)

◎内閣提出法律案（一九件）（うち衆議院において前国会から継続九件）

●両院通過（一三件）（うち衆議院において前国会から継続三件）

- 一 平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案
- 二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案
- 三 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 四 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 五 著作権法の一部を改正する法律案
- 六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 八 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一〇 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案

一二三回 八〇

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一二三回 八三

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案

一二三回 八四

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

一二三回 八四

海上保安庁の留置施設に関する法律案

一一八回 八一

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一一〇回 八六

留置施設法案

一一〇回 八七

刑事施設法案

一一〇回 八八

刑事施設法施行法案

一一〇回 八九

海上保安庁の留置施設に関する法律案

一二三回 六一

自衛隊法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（六件）（うち衆議院において前国会から
継続一件）

●本院継続（四件）

- 一 製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案
- 二 高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案
- 三 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案
- 四 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（一件）（衆議院において前国会から継続）

- 一 原子爆弾被爆者等援護法案

●本院未了（一件）

- 五 政治資金規正法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（二十五件）（うち衆議院において前国会から継続二三件）

●両院通過（七件）

二 国会等の移転に関する法律案
三 大阪湾臨海地域開発整備法案

四 公職選挙法の一部を改正する法律案
五 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

六 國會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
七 公職選挙法の一部を改正する法律案
八 政治資金規正法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（十五件）（うち衆議院において前国会から継続二二件）

九 公職選挙法の一部を改正する法律案
一〇 政治資金規正法の一部を改正する法律案

一一 政党交付金の交付に関する法律案

一二 学校教育法等の一部を改正する法律案
一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準

に関する法律案

一二八回 二 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
一二八回 二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案
二二〇回 三 住宅基本法案

一一〇回	一	総合保養地域整備法の一部を改正する法律案	◎予算（三件）
一一〇回	二	消費者保護基本法の一部を改正する法律案	●両院通過（三件）
一一〇回	三	沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案	一 平成四年度一般会計補正予算（第1号） 二 平成四年度特別会計補正予算（特第1号） 三 平成四年度政府関係機関補正予算（機第1号）
一一〇回	四	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	
一一〇回	五	廃棄物利用発電の促進に関する法律案	
一一一回	一	短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案	◎条約（二件）（いざれも衆議院において前国会から継続）
一一二回	二	製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案	●両院通過（一件）
一一三回	三	衆議院未了（三件）（うち衆議院において前国会から継続一 件）	一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件
一一三回	四	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	●衆議院継続（一件）
一一三回	五	石綿製品の規制等に関する法律案	一 一二三回 九 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件
一一三回	六	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	○予備費等承諾を求めるの件（七件）（いざれも衆議院において前国会から継続）
一一三回	七		●衆議院継続（七件）

○平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その2）

○平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書

○平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総

調書及び各省各庁所管経費増額調書

○平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総

調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その1）

○平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その1）

○平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総

調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算（三件）

●継続（三件）

○平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳

入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二年度政府関係機関決算書（第二百二十二回国会提出）

○平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第二百二十三

回国会提出）

○平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第二百二十二回国会提出）

◎決議案（二件）

●未了（二件）

一 佐川急便事件に係わる政治的、道義的責任追及に関する決議案

二 政治腐敗構造の実態解明と政治改革の徹底に関する決議案

◎規則・規程案（二件）

●可決したもの（一件）

○行為規範の一部を改正する規則案

●継続（一件）

○参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案

3 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	参議院	衆議院	備考
月提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決
6 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆 四、二、三〇	院議先 四、二、一〇	可 決	可 決	可 決
7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	(予) 一一、三〇	(予) 一一、三〇	可 決	可 決	可 決
8 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	可 決 二二、一〇	可 決 二二、一〇	可 決 二二、一〇	可 決 二二、一〇	可 決 二二、一〇

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第六号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成四年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額八千六百七円)

二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十八万五千円(現行二十七万六千円)に引き上げる。

三、扶養手当について、子、孫等に係る扶養親族の要件を満二十歳(現行満十八歳)に達する日以後の最初の三月三十一日までとする。

四、民間賃金等の極めて高い地域に係る調整手当の支給割合を一・二%とする。

五、借家等居住者に対する住居手当の支給月額等を引き上げる。(最高支給限度額二万六千円(現行二万三千円))

六、自動車等使用職員に対する通勤手当の支給月額を引き上げる。(最高支給限度額二万九百円(現行一万八千八百円))

七、宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。

八、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額三万六千八百円(現行三万五千八百円)に引き上げる。

九、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。ただし、宿日直手当の改正規定は平成五年一月一日から、調整手当の支給割合に係る改正規定は平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その主な内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当及び通勤手当等の額を本年四月から引き上げるとともに、扶養手当の支給要件である扶養親族の範囲の拡大、民間賃金等の極めて高い地域に係る調整手当の支給割合の引き上げ等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に併せて、特別職の職員の給与の

額の改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補〔〕の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、人事院勧告の早期完全実施の方策、官民給与の比較方法の見直し、超過勤務の縮減策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもつて、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第七号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。

二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。

三、秘書官の俸給月額を引き上げる。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。

五、適用範囲に関する規定の整理を行う。

六、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。

委員長報告
前ページ参照

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第八号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛厅職員の俸給月額等を改定しようとするとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を九万八千二百円（現行九万一千二百円）に引き上げる。
- 三、自衛官俸給表の将又は将補一欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給することとする。また、同調整手当について、民間賃金等の極めて高い地域に係る支給割合を、一般職の国家公務員の例に合わせて引き上げる。
- 四、當舎外居住を許可された自衛官に支給する當舎外手当の月額を五千五百七十円（現行六千三百四十円）に改定する。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。ただし、新たに支給することとした調整手当について、支給割合を引き上げる改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

○地方行政委員会

• 内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	参議院		衆議院	備考
			月提出日	委員会付託		
4	※地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	四、一〇、三〇	四、一〇、三〇 (予)	委員会議決	本会議議決
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	本会議議決	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	委員会付託	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	委員会議決	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	本会議議決	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	委員会付託	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	委員会議決	衆議院
		衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇	本会議議決	衆議院

(注) ※は予算関係法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

配付金特別会計の借入金を増額しようとすることを主な内容とするものであります。

要旨
本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

補正予算により平成四年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆五千六百八十二億二千三百万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の十五兆六千七百九十一億九千九百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆千八百五十九億円となる。）。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成四度分の地方交付税が一兆五千六百八十二億円減少することになりますが、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付税減少に伴う補てん措置、総合経済対策と地方財政措置、地域福祉基金等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○法務委員会

• 内閣提出法律案（二件）

• 本院議員提出法律案（一件）

法務

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般的政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行うとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それこれを増額する。

三、以上の改定は、平成四年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。両法律案は、一般的政府職員の給与改訂に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改訂しようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、給与改

定の早期実現、初任給調整手当引上げの必要性、裁判官及び検察官の住宅・通勤事情等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一〇号）

要旨

本法律案は、一般的政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それこれを増額する。

三、以上の改定は、平成四年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告
前ページ参照

○外務委員会

・條約（一件）

番号	件名	院議先	参議院	衆議院	備考
123 1 1 国会	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件	院議先	委員会付託	委員会議決	本会議議決
(衆)	四、 六、一六	四、 一二、四	四、 一二、七	四、 一二、一〇	四、 一〇、三〇
承認					

(衆)は提出時の先議院

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する
バーゼル条約の締結について承認を求めるの件（第二百二十三
回国会閣條第一一號）

要旨

この条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することを目的として、一九八九年（平成元年）三月二十二日、スイスのバーゼルにおいて作成されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の適用上、「有害廃棄物」とは廃棄経路及び成分で規定される廃棄物（附属書I）で爆発性、有毒性等の有害性（附属書III）を有するもの、これらの廃棄物には該当しないが輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であるとされる廃棄物をいう。「他の廃棄物」とは家庭から収集した廃棄物及びその焼却残し（附属書II）をいう。

二、締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物（以下有害廃棄物等といふ）の国内における発生を最小限度とすること及び、有害廃棄物等の環境上適正な処理のため、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすること等を確保する。

三、締約国は、有害廃棄物等について輸入を禁止している締約国への輸出及び輸入国の書面による同意のない輸出を許可せず、又は禁止する。

四、締約国は、有害廃棄物等が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、輸出を許可せず、また、輸入を防止する。

五、締約国は、非締約国との間での有害廃棄物等の輸出入を原則として許可しない。

六、有害廃棄物等の国境を越える移動は、輸出国が有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設等を有しない場合、輸入国において有害廃棄物等が再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合、締約国全体として決定する他の基準に従つて国境を越える移動が行われる場合に限り許可される。

七、輸出国は、書面により、有害廃棄物等の国境を越える移動の計画を輸入国及び通過国に通告し又は通告させ、輸入国及び締約国である通過国はこれに回答する。輸出国は、輸入国及び締約国である通過国の書面による同意が得られ、有害廃棄物等が環境上適正に処理されることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在を確認するまで、移動の開始を許可してはならない。

八、締約国は、有害廃棄物等の国境を越える移動の開始地点から処分地点まで移動書類が伴うことを義務付ける。

九、有害廃棄物等の国境を越える移動が契約の条件に従って完了することができない場合において、一定の期間内に代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物等を輸出国内に引き取ることを確保する。

十、有害廃棄物等の国境を越える移動が輸出者若しくは発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、一定の

期間内に、輸出者若しくは発生者又は必要なときは輸出国が引き取ることを確保する。引取りが実際的でないときは、条約の規定に従って処分されることを確保する。輸入者若しくは処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、一定の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国

ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
この条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によつてもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することを目的として、平成元年、スイスのバーゼルにおいて作成されたものであります。

その内容は、有害廃棄物等の輸出入の規制、越境移動についての手続き、不法取引等の場合における再輸入等の義務、廃棄物処理に関する国際協力等について定めるものであります。

委員会におきましては、廃棄物発生の抑制と国内処理の促進、不法取引についての国の責任、本条約実施のための関係国内法の整備、実効性ある実施体制の確立、地球環境保全に向けての国際協力等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本条約の厳正な履行に万全を期すること等を政府に要請する決議が行われましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（二二件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
2※	1※	平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	委員会付託	委員会議決	本会議議決
衆	衆	四、一〇、三〇	一〇、三〇	一〇、三〇	四、一二、一〇	四、一二、一〇
一〇、三〇	(予)	一〇、三〇	(予)	可	可	可
可 決	二二、一〇	二二、一〇	二二、一〇	可	可	可
可 決	二二、一〇	二二、一〇	二二、一〇	決	決	決
一〇、三〇		四、一〇、三〇	四、一〇、三〇	委員会付託	委員会議決	本会議議決
可 決	二二、一	二二、一	二二、一	可	可	可
可 決	二二、一	二二、一	二二、一	決	決	決

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、平成四年度における租税の大幅な減収等による財源不足に対処するための措置であり、その主な内容は次のとおりである。

一、歳入歳出の決算上の剩余金のうち二分の一を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てなければならないこととしている財政法第六条第一項の規定について、平成三年度の剩余金については、これを適用しないこととし、その全額を一般財源に充てることとする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならないこととする。

なお、平成三年度の剩余金は約一兆五千三百十八億円であり、また、一般会計において承継した債務等の平成四年度の償還額の

うち償還を延期するものは約五千五百八十六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の決算上の剩余金については、財政法第六条第一項の規定を適用しないこととし、その全額を不足財源に充てるとともに、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還を延期する特例措置を講じようとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、貸出しの原資となる借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、政府の追加出資規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、政府の総合経済対策に示された政府関係金融機関の活用による民間設備投資の促進及び平成五年度における日本開発銀行に対する旺盛な資金需要に適切、かつ、機動的に対処し、長期安定的な資金の供給により景気対策の効果を着実なものとするため、同行の貸付けの原資となる借り入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、新たに同行に対する政府の追加出資についての規定を設け、政府が必要と認めるときは予算の範囲内で出資の追加ができることとしようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

○文教委員会

・内閣提出法律案（一件）

5	番号
律案 著作権法の一部を改正する法	件名
衆 四、 一一、六	院議先月提出日
(予) 四、 一一、二二五	委員会付託
可 決 四、 一二、七	委員会議決
可 決 四、 一二、一〇	本会議議決
一 二、六	委員会付託
可 決 四、 一一、二二六	委員会議決
可 決 四、 一二、一	本会議議決
	備考

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、近年における録音・録画機器の開発・普及に伴い、家庭内での録音・録画が容易かつ頻繁に行われるようになり、著作権者等の経済的利益に大きな影響を及ぼしているという状況にかんがみ、著作権者等の保護に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音又は録画に関して、著作権者、実演家及びレコード製作者に相当額の補償金を受けた権利を創設することとし、補償金の額は文化庁長官の認可に係らしめること。
- 二、補償金を受ける権利は、録音又は録画に関しそれぞれ文化庁長官が指定する権利者の団体（以下「指定管理団体」といいます。）によってのみ行使できることとすること。
- 三、指定管理団体から請求があったときは、特定機器又は特定記録媒体の購入者は、購入に当たり一括の補償金を支払わなければならぬこととし、特定機器又は特定記録媒体の製造業者又は輸入業者は、補償金の請求及び受領に関し協力しなければならないこととすること。

四、指定管理団体は、補償金の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならないこととすること。

五、この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行すること。ただし指定管理団体等に関する規定については、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、従来無償であった家庭内での録音・録画に対し、著作権者等の経済的利益を保護するため、デジタル方式による録音・録画について新たに補償金を受ける権利を創設すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、補償金額の決定とその分配方法、私的使用を目的としない購入者への返還手続き、著作権思想の育成・強化、著作権審議会の構成などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、映画監督、実演家等の権利の保護等について検討することなど四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○厚生委員会

・内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

123 8 4 国会	番号	件		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	名			
衆	院議先			
四、 六、 一六	月 提 日 出			
四、 二二、 一	委員会付託	参 議 院		
可 決	委員会議決			
可 決	本会議議決	衆 議 院		
一〇、 三〇	委員会付託			
可 決	委員会議決	参 議 院		
可 決	本会議議決	衆 議 院		
		備 考		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

(第百二十三回国会閣法第八四号)

要旨

本法律案は、有害か否かを問わず廃棄物の輸出入に関するルールを確立することが緊急の課題となつてゐる現状にかんがみ、我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入を抑制し、国内において生じた廃棄物のうち国内において適正に処理できる廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国内処理の原則等

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならないものとする。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならないものとする。

二、廃棄物の輸入の許可

- 1 廃棄物を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならないものとする。
- 2 許可の要件は次のとおりとし、許可には生活環境の保全上

必要な条件を付することができるものとする。

- ① 国内における処理等に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められること
- ② 申請者が産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者等であること

三、廃棄物の輸出の確認

- 1 廃棄物を輸出ししようとする者は、その廃棄物の輸出が次の要件に該当することについて、厚生大臣の確認を受けなければならないものとする。

- ① 国内における処理に関する設備及び技術に照らし、国内で適正に処理されることが困難であると認められること、又はその輸出がリサイクル目的等であつて、国内における廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合すること
- ② 国内の処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること
- ③ 申請者が一般廃棄物にあつては市町村その他厚生省令で定める者、産業廃棄物にあつては自ら産業廃棄物を輸出す

る事業者その他厚生省令で定める者であること

四、その他

- 1 報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令、手数料、その他所要の規定の整備を行う。
- 2 罰則の規定の整備を行う。

五、施行期日

施行期日は、公布の日から起算して1年以内で政令で定める日とする（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」の施行期日と合わせる予定）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

廃棄物の輸出入については、従来、これを規制する法律の規定がなく、廃棄物の国内における適正処理の観点から、有害か否かを問わず、廃棄物の輸出入に関するルールを確立することが緊急の課題となっております。

本法律案は、かかる現状にかんがみ、我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入を抑制し、国内において生じた廃棄物のうち国内において適正に処理できる廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設け

る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への対応のあり方、同条約との整合性、国内における有害廃棄物等の規制・管理の強化、廃棄物の輸入の許可及び輸出の確認制度の適切な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○商工委員會

• 内閣提出法律案（二件）

番号	備考	件名	院議先	月提出日	参議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
123 8 3 国会	123 8 0 国会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	(衆)	四、 三、二七	四、 一二、七	四、 一二、九	四、 一二、一〇	四、 一〇、三〇	四、 一二、二七	四、 一二、一	可決	可決	可決
六、一六	ク	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案	六、一六	四、 三、二七	四、 一二、七	四、 一二、九	四、 一二、一〇	四、 一〇、三〇	四、 一二、二七	四、 一二、一	可決	可決	可決
一一、一	一一、一		一一、一	四、 三、二七	四、 一二、七	四、 一二、九	四、 一二、一〇	四、 一〇、三〇	四、 一二、二七	四、 一二、一	可決	可決	可決
可決	可決		可決	四、 三、二七	四、 一二、七	四、 一二、九	四、 一二、一〇	四、 一〇、三〇	四、 一二、二七	四、 一二、一	可決	可決	可決

(衆) は 提 出 時 の 先 議 院

番号		件名		提出者		議院		衆議院		備考	
				(月日)							
2		高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案		和田教美君	四、一、二、二〇 外二名	付月日	予備送				
					四、一、二、五	提出	衆議院				
						委員会付託	参議院				
					四、一、二、二〇	委員会議決	衆議院				
		継続審査				本会議議決	参議院				
					四、一、二、二五 (予)	委員会付託	衆議院				
						委員会議決	参議院				
						本会議議決	衆議院				

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を
改正する法律案（第二百一十二回国会閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化する一環として、私的独占、不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を現行の五〇〇万円から一億円に引き上げようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案の主な内容は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入の承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、条約と法律案の整合性・主務大臣間の連携のあり方・環境保全とリサイクル・規制内容とその実効性の

担保等の諸問題について質疑が行われるとともに、厚生委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。

次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、私的独占、不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を、現行の五百万円から一億円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、罰金の額が一億円となつた理由とその妥当性並びに抑止効果・公正取引委員会の刑事告発に対する姿勢・企業の談合本質に対する対応策・公正取引委員会の執行体制の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終局の後、本法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合吉田理事より事業者等に対する罰金の額を五億円に引き上げる修正

案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して谷畠委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論が終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第一百二十三回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本的事項の公表

環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣は、条約等の的確かつ円滑な実施を図るため、必要な基本的事項を定めて公表する。

二、輸出の承認

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者には、外国為替及び外國貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課すとともに、輸出の承認に先立ち、環境の汚染を防止するため特に必要があるものについては、環境庁長官が必要な措置が講じられているかを確認する。

三、輸入の承認

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者には、外国為替及び外國貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課すとともに、環境庁長官は、事前に、通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができるもの。

四、移動書類

特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類の携帯を義務付ける。

五、措置命令

主務大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止

するため特に必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等の輸出者、輸入者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六、その他

報告徴収、立入検査、手数料、罰則等について所要の規定を設けるとともに、施行期日については条約が日本国について効力を生ずる日とする。

委員長報告

三九ページ参照

○建設委員会

・内閣提出法律案（一件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
3※	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆	四、一〇、三〇	四、一〇、三〇 （予）	四、一二、一〇 四、一二、一〇	四、一二、一〇 四、一二、一〇
衆議院議員提出法律案（一件）	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
3	大阪湾臨海地域開発整備法案	衆	四、一〇、三〇	四、一二、一〇 四、一二、一〇	四、一二、一〇 四、一二、一〇	四、一二、一〇 四、一二、一〇
衆議院議員提出法律案（一件）	提出者（月日）	付月日	月提出日	参議院	衆議院	備考
（四、一二、一五）建設委員長	（四、一二、二七）	（四、一二、一）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一）	（四、一二、一）
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
（四、一二、二七）	（四、一二、八）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一）		
（四、一二、一）						

番号	件名	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
3	大阪湾臨海地域開発整備法案	提出	参議院	衆議院	備考
衆議院議員提出法律案（一件）	提出者（月日）	付月日	参議院	衆議院	備考
（四、一二、一五）建設委員長	（四、一二、二七）	（四、一二、一）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一）	（四、一二、一）
可決	可決	可決	可決	可決	可決
（四、一二、二七）	（四、一二、八）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一〇）	（四、一二、一）	
（四、一二、一）					

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、内需の拡大のため、平成七年三月三十一日までの時限的措置として、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、既存住宅に係る貸付金の金利の引下げ

現在百五十五平米以下で年六・五パーセント以内（当初十年間）である既存住宅に係る貸付金の金利を、良質な既存住宅については、年五・五パーセント以内（当初十年間）に引き下げる。

二、既存住宅に係る貸付金の償還期間の延長

現在二十五年以内である償還期間を、良質な既存住宅については、三十年以内に延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、大阪湾臨海地域開発整備法案は、大阪湾臨海地域における

る近年の産業構造の変動等経済的・社会的環境の変化にかんがみ、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、東京一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与するため、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、内需の拡大のための時限的措置として、この法律の施行の日から平成六年度末までの期間に限り、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等を行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

大阪湾臨海地域開発整備法案（衆第三号）

要旨

本法律案は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等
経済的・社会的環境の変化に鑑み、当該地域及びその周辺の地
域における活力の向上を図り、東京一極集中の是正並びに世界及
び我が国の経済、文化等の発展に寄与するため、世界都市にふさ
わしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該
地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進す
る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のと
おりである。

一、大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事
の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものと
する。

二、主務大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政
機関の長に協議の上、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備
等に関する基本方針を決定しなければならないこととする。

三、関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長等の意見

を聴いて、当該府県の区域内の大坂湾臨海地域又は関連整備地
域について整備計画を作成し、主務大臣の承認を申請すること
ができることとする。

四、整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、主務大
臣、関係行政機関の長、関係府県知事等で構成する促進協議会
を組織することとする。

五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域
の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、適正かつ
合理的な土地利用の確保、国土の保全及び災害の防止、広域的
な観点からの総合的な環境の保全等について配慮しなければな
らないこととともに、公共施設の整備促進、地方債につ
いての配慮、資金の確保、公共施設の整備等に伴う利益に応じ
た適切な負担、都市計画法等による処分についての配慮、国土
利用計画法に基づく監視区域の指定等の措置を講ずるものとす
る。

委員長報告

前ページ参照

○予算委員会

• 予算（三件）

号番	件名	提出日	参議院	衆議院	備考
3	2	1			
平成四年度政府関係機関補正予算（機第1号）	平成四年度一般会計補正予算（第1号）	平成四年度一般会計補正予算（第1号）			
一〇、三〇 (予)	一〇、三〇 (予)	一〇、三〇 (予)	四、 一〇、三〇 (予)	四、 二二、一〇 決	委員会付託
可 決	可 決	可 決	四、 二二、一〇 決	委員会議決	本会議議決
可 決	可 決	可 決	四、 二二、一〇 決	委員会付託	本会議議決
可 決	可 決	可 決	四、 二二、一 決	委員会議決	本会議議決
可 決	可 決	可 決	四、 二二、一 決	委員会議決	本会議議決

平成四年度一般会計補正予算（閣予第一号）

平成四年度特別会計補正予算（閣予第二号）

平成四年度政府関係機関補正予算（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成四年度補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

補正予算三案の内容は、羽田大蔵大臣の財政演説において既に、聴取しておりますので、これを省略させていただきます。

補正予算三案は、去る十月三十日国会に提出され、十一月二十四日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、十二月三日から本日まで審査を行つてまいりました。

この間、東京佐川急便問題に關し、七日、八日、九日の三日間にわたり、証人尋問並びに集中審議を行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行つてまいりました。

審査の過程で減税の必要性が各党から述べられ、審査の最終段階で、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、連合参議院共同で、『所得税減税実施に関する決議案』を委員会決議とするよう提案がありました。

この扱いについて与党は現下の財政及び税制のあり方から、この決議案に強い難色を示した。全会一致が困難な実情に鑑み、採

決は行わないで、委員長預りとする。参議院においては、野党が多数を占めている現状から、重い意味を持っており、政府は、その主旨を体すべきであることをまず申し上げます。

質疑のうち、景気の現状判断並びに景気対策について、「七月期の実質国民総生産がマイナス成長となつたが政府は、現下の景気動向をどう見ているか。景気は一刻も早い回復が求められるが、政府の対応姿勢を示されたい。個人消費の低迷回復のため、二兆円規模の所得税減税を実施すべきではないか。」との質疑に対し、宮澤総理大臣並びに関係各大臣から「七一九月期の実質国民総生産がマイナス成長となつたのは、民間設備投資が落ち込んだことが大きな要因である。しかし、経済全体を見ると七月期は景気の転換点になるのではないかとを考えている。総合経済対策の効果は、年度後半に現われてくると期待しているが、現状では、政府経済見通しの成長率達成は、大変厳しいと判断している。今回の景気の低迷は、景気循環に資産デフレ等諸々の要因が複雑にからんでおり、景気対策も、それらに対応する施策をきめ細かに行う必要があり、昨年七月以来、五次にわたる公定歩合の引き下げ、三月の緊急経済対策、さらに、八月には総合経済対策を順次実施してきたところである。こうした施策と相まって、バブル経済下のやや行き過ぎの消費は、家計が堅実な生活をとり戻し、充実した生活に移りつつある。また、企業も従来のシェア

拡大や効率優先から、産業の新たな発展を模索しつつあり、景気低迷を乗り切りながら一層強靭な経済構造をつくり上げる方向に向かっているものと考えている。所得税減税については、バブル経済下の家計は、耐久消費財を多目に購入し、今日その反動が生じており、減税の景気浮揚効果は小さいと考えられること。また、減税を代替財源なく実施すると、現世代が減税による利益を受ける反面、後世代に長期にわたり、元利の支払いを強いることとなり、採るべきではないと考えている。」旨の答弁がありました。

一方、本補正予算の審査にあたり、東京佐川急便問題に関連する疑惑について質疑が集中し、質疑の内容も広範多岐、かつ詳細を極めました。宮澤総理大臣から政治腐敗の根絶に向けて、「政治家とカネ、政治家のあり方、政治倫理が、いま国民から厳しい批判を受けている。それは従来になかった異常な厳しさである。政治家は政治倫理を厳しく守ることが何よりも大事であるが、同時に倫理が担保される政治改革を国民が求めていることを肝に銘じ、選挙制度を含めた改革を実施し、実行することが、是非とも必要である。」との答弁がありました。

このほか、質疑は広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て吉川委員が反対の旨、意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成四年度補正予算三案は賛成多数をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

一予備費等承諾を求めるの件（七件）

・決算その他（三件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

○議院運営委員会

・本院議員提出法律案(二二件)

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	衆議院提出へ	参議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	備考
3	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	小川仁一君 四、二、二十四名	一、二、五		継続審査	一、二、二五	四、二、二四	一、二、二五	一、二、二六	(予)
4	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	橋本敦君 一、二、二五	一、二、六		継続審査	一、二、二六	四、二、二五	一、二、二六	一、二、二七	(予)

・衆議院議員提出法律案(三一件)

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	備考
1	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	阿部未喜男君 外四名 (四、二、二七)	一、二、八							
5	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案	議院運営委員長 (二二、一)	一、二、一							
6	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (二二、一)	一、二、一							
可決	可決	四、二、二〇	一、二、二〇							
可決	可決	四、二、二〇	一、二、二〇							
可決	可決	四、二、一	一、二、一	未了	衆議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	備考

・規則案（一件）

号番	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1 則案	行為規範の一部を改正する規	井上孝君 外八名	四、一三、一〇			四、一二、一〇	

号番	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1 規程案（一件）	参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案	高木正明君 外四名	四、一二、一〇			可決	

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、国会議員の資産の状況等を国民の不斷の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員は、任期開始の日において有する土地、建物等資産について資産等報告書及び任期開始の日後毎年新たに有することとなつた資産等について、資産等補充報告書を、その議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。
- 二、国会議員は、前年分の所得に係る総所得金額等について所得等報告書を、毎年、その議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。
- 三、国会議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社等の役員、顧問等の職に就いている場合には、関連会社等報告書を、その議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。
- 四、各議院の議長に提出された右の資産等報告書等については、

七年間保存しなければならないこととし、何人も、この保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができるものとする。

五、この法律に定めるもののほか、国会議員の資産等の公開に関する規程は、両議院の議長が協議して定めるものとする。

六、都道府県及び指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開については、条例により、国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

七、この法律は、平成五年一月一日から施行するものとし、同日在職する国会議員についても、同日に有する土地、建物等資産について資産等報告書を、その議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとし、その保存等については四を準用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案は、政治倫理の確立を期し、国会議員の資産の状況等を国民の不斷の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の中西衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、審査の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改訂に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表を全部改訂することともに、その給料表の額に加算される調整手当相当額の支給割合を改訂しようとするものであります。

なお、給料表の改訂については、本年四月から適用し、調整手当相当額の支給割合の改訂については、平成五年四月から施行することといたしております。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものであって、その主な内

容は次のとおりである。

一、別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。

二、給料月額の特例として一に加算される調整手当相当額の支給割合を引き上げる。

三、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。ただし、二については、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

行為規範の一部を改正する規則案

趣旨説明

ただいま議題となりました行為規範の一部を改正する規則案につきまして、御説明申し上げます。

本案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定により、報酬を得て、企業または団体の役職に就いている国会議員は、毎年、議長に関連会社等報告書を提出しなければならないこととなることに伴い、行為規範においては、報酬を得ていない企業又は団体の名称、役職等について議長に届けなければならないこととするとともに、収入の届出に関する規

定を削除しようとするものであります。

○選挙制度に関する特別委員会

• 本院議員提出法律案（一件）

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
8	政治資金規正法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	綿貫民輔君 外九名	四、一〇、二七(別委員長に關する調査特別委員長)	四、一〇、二七	四、(月日)
(一二、一)	(一二、一)	(一二、一)	(一二、一)	(一二、一)	(一二、一)	(一二、一)	
一二、二		一二、二		一二、三〇	四、		
一二、三		一二、三		一二、三			
一二、二 (予)		一二、二 (予)		一二、七	四、		
可決	可決	可決	可決	一二、八	四、		
可決	可決	可決	可決	一二、一〇	四、		
				一二、三〇	四、		
				一二、三〇	四、		
				一二、一	四、		
可決	可決	可決	可決	一二、三	四、		

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、衆議院議員の総定数の削減

当分の間、衆議院議員の定数は、五百十一人（現行五百十二人）とする。

二、衆議院議員の各選挙区における定数是正等

(一) 当分の間、衆議院議員の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

1 定数を増員する選挙区

埼玉県	第一区	四人（現行三人）
埼玉県	第二区	五人（現行四人）
埼玉県	第五区	四人（現行三人）
千葉県	第四区	五人（現行四人）
神奈川県第三区	五人（現行四人）	
神奈川県第四区	五人（現行四人）	
大阪府	第五区	五人（現行四人）
広島県	第一区	四人（現行三人）
福岡県	第一区	六人（現行五人）

2 定数を減員する選挙区

岩手県	第二区	三人（現行四人）
宮城県	第二区	三人（現行四人）
東京都	第八区	二人（現行三人）
長野県	第三区	三人（現行四人）
三重県	第二区	三人（現行四人）
和歌山県	第二区	二人（現行三人）
熊本県	第二区	四人（現行五人）
大分県	第二区	二人（現行三人）
宮崎県	第二区	二人（現行三人）
(二)	当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡（現行奄美群島区）は、鹿児島県第一区に属するものとする。	

三、施行期日

この法律は、次の総選挙から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）は、公職にある間に収賄罪を犯し刑に処せられた者に係る公民権の停止、選挙運動期間の短縮、供託金の額の引上げ、選挙公営の大、政治活動のために使用される文書図画の掲示に関する規制、

当選人等に係る刑事裁判の迅速化等を主な内容とするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第八号）は、政治資金パーティーについての規制、政治資金の運用の規制、政治団体が有する資産等の公開、政治活動に関する寄附等への公務員の関与の制限、寄附の量的制限違反に対する罰則の強化、違法な寄附の没収等を主な内容とするものであります。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第四号）は、衆議院議員の選挙について、当分の間総定数を五百十一人とすること、九選挙区においてその定数を各一名増員し、十選挙区において各一名減員すること、及び、その定数が零となる奄美群島選挙区については、当分の間、鹿児島県第一区に属するものとすることを内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、衆第七号及び同第八号の二法律案について衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長松永光君より、衆第四号の法律案について発議者衆議院議員綿貫民輔君より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、提出者、発議者及び宮澤内閣総理大臣等に対して、政治改革への総理の取組み姿勢、選挙権の平等と議員定数の格差是正のあり方、都道府県間の人口と議員定数の逆転現象拡大、規正法違反の罰則の強化、選挙運動期間の短縮等について質疑が行われまし

た。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より三法律案に反対の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果三法律案は、それぞれ多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられその刑の執行猶予中の者は、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。
二、選挙運動期間を短縮するため、選挙期日の公示又は告示の日を次のとおり改める。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (一) 衆議院議員の選挙 | 選挙期日の少なくとも十四日（現行十五日）前に |
| (二) 参議院議員の選挙 | 選挙期日の少なくとも十七日（現行十八日）前に |
| (三) 都道府県知事の選挙 | 選挙期日の少なくとも十七日（現行二十日）前に |

(四) 指定都市の長の選挙 選挙期日の少なくとも十四日（現行十五日）前に

三、供託金の額を次のとおり引き上げる。

衆議院議員の選挙

三百万円（現行二百万円）

参議院（比例代表選出）議員

名簿登載者一人につき六百

の選挙

五円（現行四百万円）

参議院（選挙区選出）議員の

三百万円（現行二百万円）

選挙

六十万円（現行四十万円）

都道府県の議会の議員の選挙

三百萬円（現行二百萬円）

都道府県知事の選挙

五十万円（現行三十万円）

指定都市の議会の議員の選挙

二百四十万円（現行百二十

万円）

指定都市の長の選挙

三十万円（現行二十万円）

指定都市以外の市の議会の議員の選挙

百万円（現行五十万円）

指定都市以外の市の長の選挙

五十万円（現行二十四万円）

町村長の選挙

一万円

四、選挙公室を次のとおり拡大する。

(一) 国政選挙については、衆議院議員選挙及び参議院（選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者は、その者に係る供

託物が国庫に帰属することとなる場合に限り、一定の額の範囲内で、選挙運動用通常葉書、選挙事務所表示用立札・看板等を無料で作成できるものとする。

(二) 地方選挙については、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用通常葉書は無料とし、また、都道府県及び市の議会の議員及び長の選挙において、当該都道府県又は市は、当該公職の候補者の選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター（都道府県の知事の選挙にあっては個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成につき、その者に係る供託物が当該都道府県又は市に帰属することとならない場合に限り、国政選挙の場合に準じて、条例で定めるところにより、これを無料とすることができるものとする。

五、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターは、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならないものとする。

六、報酬支給の対象となる選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員の数の上限を五十人（現行三十人）とする。

七、いわゆる百日裁判の対象となる刑事訴訟については、裁判長

は、第一回の公判期日前に、審理に必要と見込まれる公判期日を一括して定めるものとする。

八、この法律は、公布の日から施行する。ただし、五、に関する事項については、平成五年三月一日から施行する。

委員長報告

五六ページ参照

定するものとする。

三、政治団体の会計責任者は、政治団体が有する土地及び建物、取得価額が一定金額以上の動産その他有価証券等の資産等を公開しなければならないものとする。

四、匿名寄附の規定は、街頭、演説会等において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しないものとする。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、政治資金パーティーの開催は政治団体によることを原則とし、その収支の明確化を図ることとともに、政治団体以外の者が一

定規模以上の政治資金パーティー（収入千万円以上）を開催する場合には、その者を政治団体とみなして、事前の届出、その収支の報告等を義務づけるものとする。また、一の政治資金パ

ーティーにつき、合計額が百万円を超える政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名を公開するとともに、同一の者から、百五十万円を超えて、政治資金パーティーの対価の支払いを受けなければならないものとする。

二、政治資金の運用は、預貯金、国債の取得等の確実な方法に限

定するものとする。

三、政治団体の会計責任者は、政治団体が有する土地及び建物、取得価額が一定金額以上の動産その他有価証券等の資産等を公開しなければならないものとする。

四、匿名寄附の規定は、街頭、演説会等において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しないものとする。

五、国及び地方公共団体の一般職に属する公務員等は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払に関与してはならないものとする。

六、寄附の量的制限違反に対する罰則について、その法定刑に禁錮刑を加え、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金とするものとする。

七、寄附に関する制限等の規定に違反して受けた寄附に係る財産上の利益は、これを没収し、又はその価額を追徴するものとする。

八、この法律は、平成五年一月一日から施行するものとする。ただし、政治資金パーティーに関する改正規定は、同年四月一日から施行するものとする。

委員長報告

五六ページ参照

○国会等の移転に関する特別委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決		
2 国会等の移転に関する法律案	海部俊樹君 外十七名 四、一、一〇 一一、一四 一一、一 一二、七	四、 一一、一四 一一、一 一二、八	月 日	本院へ 提出	参 議 院	衆 議 院	
可 決	四、 一二、八	四、 一二、一〇	四、 一二、一四	四、 一二、二七	四、 一二、一		
可 決							
可 決							
可 決							

国会等の移転に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、東京圏における人口の過密、地方の停滞等東京一極集中に伴う諸問題が深刻化している現状にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の移転の具体化について積極的に検討を進めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有することとする。

二、国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図ること、行財政の改革と的確に関連づけること等、本法律案に定める検討指針に基づき、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

三、国会等の移転に関し、移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議するため、総理府に国会等移転調査会を置くこととし、その組織、運営等について定めるとともに、内閣総理大臣は、その調査審議の結果を国会に報告するものとす

る。

委員長報告

ただいま議題となりました国会等の移転に関する法律案につきまして、国会等の移転に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京圏における人口の過密、地方の停滞等東京一極集中に伴う諸問題が深刻化している現状にかんがみ、国会等の移転の具体化について積極的に検討を進めるための国の責務及び検討の指針を明らかにするとともに、その検討のための調査会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、国会等の移転の必要性及び効果、行財政改革との関連、国民の合意形成の状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの

• 衆議院議員提出法律案（一件）

1	2	番号
案	件	
石綿製品の規制等に関する法律	名	
(四、二二、三)	提出者 (月日) 池端清一君	提出者 (月日) 付月日
外三名	四、二二、九	予備送
		本院へ
	提出	参議院
	委員会付託	
	委員会議決	
	本会議議決	
	委員会付託	衆議院
	委員会議決	
	本会議議決	
未了	委員会付託	衆議院
	委員会議決	
	本会議議決	
		備考

4 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
2	佐川急便事件に係わる政治的、道義的責任 追及に関する決議案	上田耕一郎君 矢田部理君	四、二二、一〇 一二、一〇	未	了	了	
外五名							

三、請願の審議経過

1 請願件数表

合 計	沖繩・北方	選挙制度	環境	科学技術	議院運営	建設	労動	運輸	工商	農林水産	厚生	文教	大蔵	法務	地方行政	内閣	委員会		員 会	本 会 議	備 考	
																	付託	採択				
一二六六	五	二二三	一五	五	七五	六一	三六	三三	二八	二二	一七四	八六	一四三	二五六	四	一一一	一〇	一〇	一〇一	一〇		
一八二	五〇	四〇	〇	〇	〇	五	三二	〇	三	一〇	九七	一二	〇	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇		
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇一	一〇		
一〇八四	〇	二二三	一二	五	七五	五六	四	三三	二五	一一	七七	七四	一四三	二五六	〇	〇	〇	〇	〇	一〇一	一〇	
一八二	五〇	四〇	〇	〇	〇	五	三二	〇	三	一〇	九七	一二	〇	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇		

2 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

一〇件

旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願（第四八五号外九件）

○地方行政委員会

四件

地方交付税の安定確保等に関する請願（第五一号）
地方交付税率の堅持等に関する請願（第二五〇号外二件）

○文教委員会

一二件

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費

国庫負担制度の維持に関する請願（第一号）

現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第三三号）

青少年の保護に関する法律制定に関する請願（第七五号）

小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第六二二号）
義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願（第七八三号外一件）

○厚生委員会

九七件

学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願（第九七〇号外三件）

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第一〇八四号外一件）

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（第一五号外七件）

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第一六七号外五六件）

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願（第一七三号）

在宅障害者の介護体制確立に関する請願（第一七九号）

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第八七九号）

男性介護人に関する請願（第八八一号）

保育制度の堅持と充実に関する請願（第一〇五〇号外一六件）

学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
(第一一八六号外一〇件)

○農林水産委員会

一〇件

農業農村整備事業の推進に関する請願（第五三号）
我が国二百海里全面適用の早期実現を基本とする資源管理水域の創設に関する請願（第一二七号）

米の市場開放阻止及び水田農業政策に関する請願
(第二五二号外三件)

鯨の合理的利用等に関する請願（第六二二号外三件）

○商工委員会

三件

○労働委員会

三二一件

障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願（第一七七号）
労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願
(第三七八号外三〇件)

○建設委員会

五件

急傾斜地崩壊対策事業の充実・強化に関する請願
(第四八号)
第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な拡大に関する請願（第二五五号外三件）

○環境特別委員会

四件

「環境保全基本法」の早期制定に関する請願（第七六号外三件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

五件

商店街の活性化に関する請願（第八三一号外二件）

北方四島の即時返還に関する請願（第三〇号）
北方領土問題の解決促進に関する請願（第二五六号
外三件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成四年

十二月 八日 火曜日

国際平和協力業務の実施状況について加藤内閣官房長官から報告を聴き、同件等について加藤内閣官房長官、宮下防衛庁長官、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

○地方行政委員会

平成四年

十二月 八日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○法務委員会

平成四年

十二月 七日 月曜日

東京佐川問題に関する件について田原法務大臣、政府委員、警察庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

○外務委員会

平成四年
十二月 七日 月曜日

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に関する決議を行つた。

○大蔵委員会

平成四年

十二月 八日 火曜日

当面の財政及び金融施策に関する件について羽田大蔵大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行つた。
派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

平成四年
十二月 七日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○厚生委員会

平成四年
十二月 七日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○農林水産委員会

平成四年
十二月 八日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について田名部農林水産大臣、政府委員、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

○商工委員会

平成四年
十二月 七日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○運輸委員会

平成四年

十二月

七日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

J R・民鉄の運賃に関する件、佐川急便問題に関する件、信楽高原鉄道事故原因の究明に関する件、物流二法改正後の物流施策に関する件、交通運賃の内外価格差に関する件、新千歳空港ターミナルの障害者施設に関する件、内航船員の労働力不足に関する件、自動車の安全設備の設置に関する件、わが国の航空施策に関する件等について奥田運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

十一月

十日 木曜日

日本国有鉄道清算事業団による改革実施状況の報告を求めるの件について政府に対し要望を行つた。

○通信委員会

平成四年

十二月

九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

老人等の非課税貯蓄限度額の引上げに関する件、郵便事業職員の労働時間短縮に関する件、次期放送衛星等に係る放送行政の方針に関する件、インマルサット利用による医療通信無料化に関する件、郵便貯金の権利消滅金に関する件、青少年に配慮したテレビ放送番組の在り方に関する件等について政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。

○労働委員会

平成四年

十一月 五日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 八日 火曜日

労働時間法制に関する件、勤労者財産形成貯蓄制度に関する件、雇用失業対策に関する件、男女雇用機会均等に関する件、介護休業制度に関する件、賃金問題に関する件、雇用調整助成金制度の運用に関する件等について近藤労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成四年

十二月 七日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○環境特別委員会

平成四年

十二月 四日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○選挙制度に関する特別委員会

平成四年

十二月

八日 火曜日

政治改革の推進に関する決議を行った。

第十六回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について塩川自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

平成四年

十月

三十日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○土地問題等に関する特別委員会

平成四年

十二月

十日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○国際問題に関する調査会

平成四年
十二月 十日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○国民生活に関する調査会

平成四年
十二月 八日 火曜日

調査項目の選定について会長から報告があった。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成四年
十月 三十日 金曜日

調査項目の選定について会長から報告があつた。

(付) I 参議院役員一覧

役 員	召 集 日	会 期 中 選 任
議 長	原 文兵衛君	
副 議 長	赤 桐 操君	
常 任 委 員 長	内 閣 守 住 有 信君	
	地 方 行 政 佐 藤 三 吾君	
	法 务 片 上 公 人君	
	外 务 野 沢 太 三君	
	大 藏 野 末 陳 平君	
	文 教 松 浦 功君	
	厚 生 細 谷 昭 雄君	
	農 林 水 產 吉 川 芳 男君	
	商 工 斎 藤 文 夫君	
	運 輸 高 桑 栄 松君	
	通 信 野 別 隆 俊君	
	労 勵 田 辺 哲 夫君	
	建 設 梶 原 敬 義君	
	予 算 遠 藤 要君	
	決 算 大 刍 絹 子君	
	議 院 運 営 井 上 孝君	
	懲 罰 矢 田 部 理君	
特 別 委 員 長	科 学 技 術 刈 田 貞 子君	
	環 境 松 前 達 郎君	
	災 害 対 策 稲 村 稔 夫君	
	選 举 制 度 鎌 田 要 人君	
	沖 縄 ・ 北 方 大 浜 方 栄君	
	土 地 問 題 青 木 薪 次君	
	国 会 移 転 井 上 孝君	
調 査 会 長	国 際 問 題 佐 々 木 滿君	
	国 民 生 活 鈴 木 省 吾君	
	产 業・資 源 浜 本 万 三君	
事 務 総 長	戸 張 正 雄君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平4・12・10現在)

会 派	議員数	①平7・7・22任期満了			②平10・7・25任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主 党	106 (6)	16 (2)	22 (1)	38 (3)	19 (1)	49 (2)	68 (3)
日本社会党・護憲民主連合	73 (18)	19 (6)	31 (7)	50 (13)	10 (2)	13 (3)	23 (5)
公明党・国民會議	24 (5)	6 (2)	4	10 (2)	8 (2)	6 (1)	14 (3)
民社党・ボーツ・国民連合	11	3	3	6	4	1	5
日本共産 党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
連合参議院	11 (2)	0	11 (2)	11 (2)	0	0	0
二院クラブ	5	1	1	2	1	2	3
日本新 党	4 (1)	0	0	0	4 (1)	0	4 (1)
各派に属しない議員	7 (1)	1	3 (1)	4 (1)	0	3	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (37)	50 (12)	76 (12)	126 (24)	50 (6)	76 (7)	126 (13)

※ () 内は女性議員数